

「第3次瑞穂市教育振興基本計画（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間 令和8年1月8日（木）～令和8年2月9日（月）
- (2) 提出状況 1件（電子メール提出1件）

2. 意見および市の考え方

No	該当箇所	意見	市の考え方
1	8頁 基本方針2- 基本施策(1)- 主要事業③	<p>1. 多様な学びの選択肢の拡充について</p> <p>現在の学校教育に加え、子どもが自分の興味関心を深め、自己肯定感を育みながら学べる「多様な教育の選択肢」を増やす必要があると考えます。</p> <p>例えば岐阜市立草潤中学校や伊那市立伊那小学校のように、公立学校で特色ある教育を受けられる仕組みを、瑞穂市内または本巣地域でも検討していただきたいです。</p> <p>また、フリースクールや体験学習を中心とする私立学校に通う子どもについても、家庭の所得に左右されず等しく学びの機会を得られるよう、補助制度の創設等を計画に盛り込むことを要望します。</p> <p>さらに、不登校・不登校傾向の子どもが自分に合った学びに出会えない現状を踏まえ、もとす広域連合において「学びの多様化学校」設置に向けた検討を進める旨を記載していただきたいです。</p> <p>【修正文言案】</p> <p>「不登校児童生徒への支援として、学びの多様化学校等の設置について広域的な検討を進めます。」</p>	<p>子どもたちが自らの興味・関心を深め、多様な選択肢の中から自己決定をして学びを進めていくことは、これからの学校教育において大変重要であります。本市におきましても、これまで各学校が地域の特性や児童生徒の実態に応じた特色ある教育に取り組み、ホームページ等でも紹介をしています。今後も他自治体の先進事例も参考にしながら、各校の特色ある教育を推進してまいります。</p> <p>また、不登校・不登校傾向の児童生徒が増加している現在、多様な子どもたちが、安心して学べる環境の整備は喫緊の課題です。</p> <p>本市においても「みずほ『アジサイ』プラン」を策定し、市内に住む全ての小学生、中学生に対して、学校や家庭、その他の場所でも安心して過ごせる居場所づくりに努めています。</p> <p>「アジサイスクール」「アジサイほっとステーション」「アジサイメタプレイス」など、一人一人の状況に応じた居場所を提供していますので、その成果と課題を洗い出し、より効果的な支援の在り方について検討していきます。</p> <p>フリースクールや私立学校に通う家庭への補助制度については、他市町の状況を参考にして、検討してまいります。</p>
2	5頁 基本方針1-	<p>2. 家庭保育への支援の位置づけについて</p> <p>基本施策(1)教育・保育の質の向上では保育サービスの充</p>	<p>こども基本法（令和4年法律第77号）には、全てのこどもの権利を守ることを基本理念として定められています。保育所等を利用して</p>

	<p>基本施策(1)- 主要事業①</p>	<p>実が中心ですが、少子化と定員逼迫の状況を踏まえると、施設 拡充だけでなく家庭で保育できる環境整備も重要です。</p> <p>家庭保育を選択する世帯への支援策（在宅育児支援等）につ いても検討する旨を計画に追記していただきたいです。</p> <p>【修正文言案】</p> <p>「家庭保育を行う世帯への支援策についても検討し、多様な 子育ての選択肢を確保します。」</p>	<p>いない子どもを含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家 庭に対する支援を強化することは、子ども基本法の基本理念を反映す る意味でも極めて重要です。</p> <p>令和8年度から実施する「子ども誰でも通園制度」は、就労要件を 問わず保育所等に通園できる仕組みとして創設されたもので、家庭保 育を選択する世帯への支援策（在宅育児支援等）のひとつとして進め ていくものです。その意義は、こどもの成長の観点から、家庭とは異 なる経験や、地域に初めて出て行き家族以外の人と関わる機会が得ら れること、同じ年頃の子ども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得 られない様々な経験を通じ、ものや人への興味や関心が広がり、成長 していくことができること、年齢の近い子どもとの関わりにより、社 会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす ことになると考えています。</p> <p>また、子育て家庭の中には「孤立した育児」となるケースもあり、不 安や悩みを抱えていても自ら SOS を発信できない場合もあるので、そ うした世帯や子どもへの支援にもなるものです。</p>
<p>3</p>	<p>6 頁 基本方針 1- 基本施策(2)- 主要事業②</p> <p>18 頁 基本方針 3- 基本施策(6)</p>	<p>3. 待機児童対策における行政の場所確保支援について</p> <p>待機児童対策施設整備事業では民間活力の活用が示されて いますが、民間事業者が単独で用地確保・建設を行うことは困 難な場合も多いと考えます。</p> <p>行政が小学校敷地内活用や複合施設整備など、場所確保に 積極的に関与する方針を記載していただきたいです。</p> <p>また、休日に親子で安心して過ごせる児童館を求める声も 多いため、市内に児童館を設置する検討を盛り込むことを要 望します。</p> <p>【修正文言案】</p> <p>「児童館等の子どもの居場所施設について、既存施設の活用 や複合整備を含め検討します。」</p>	<p>放課後児童クラブの課題としては、拡大するニーズに対して、クラ ブの実施場所と指導員の不足があります。待機児童対策として、その 2つの要素を拡充する必要があります。</p> <p>現時点でご説明できることとしては、特に利用児童が多い本田小学 校区では、小学校敷地内に令和8年度中にクラブ施設を新たに建設す る予定をしています。</p> <p>また、その他のニーズの高い校区のクラブにおいては、定員に余裕 のある校区のクラブへタクシーでお送りするなど、工夫をしながら対 応していきます。</p> <p>子どもの居場所施設については、今後取り組んでいく予定をしており ますので、18 頁、基本方針 3-基本施策(6)に次のとおり主要事業を</p>

			追加します。 <table border="1" data-bbox="1240 165 2110 357"> <tr> <td data-bbox="1240 165 1525 357">②フリースペースの整備 【☆】</td> <td data-bbox="1525 165 2110 357">総合センター福祉棟2階フロアを改修し、中高生を中心とした若者世代が気軽に集える場所としてフリーWi-Fiを備えたフリースペースを整備します。</td> </tr> </table>	②フリースペースの整備 【☆】	総合センター福祉棟2階フロアを改修し、中高生を中心とした若者世代が気軽に集える場所としてフリーWi-Fiを備えたフリースペースを整備します。
②フリースペースの整備 【☆】	総合センター福祉棟2階フロアを改修し、中高生を中心とした若者世代が気軽に集える場所としてフリーWi-Fiを備えたフリースペースを整備します。				
4	8頁 基本方針2-基本施策(1)-主要事業②③	<p>4. 教職員の負担軽減と相談体制について</p> <p>教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、過剰要求への対応等を学校のみで抱え込まない体制が必要です。スクールロイヤー配置など法務支援体制の整備を要望します。</p> <p>また、いじめ対応については学校内だけでなく、市長部局や警察等と連携した学校外相談窓口の周知徹底を求めます。</p> <p>【修正文言案】</p> <p>「学校外の専門機関と連携した相談体制を整備し、周知を徹底します。」</p>	<p>近年、学校においては様々な課題が複雑化し、多様化してきております。こうした状況の中で、学校における法律相談を専門とする弁護士に相談できる体制の整備が必要となっております。瑞穂市は、市の顧問弁護士を置いており、学校における事案についても顧問弁護士に相談しています。今後も、顧問弁護士から適切な法的助言をいただくことで、教職員がより安心して教育に専念できる環境を整えていきたいと考えております。</p> <p>また、いじめや教育相談等における子ども等が相談する窓口については、校内における相談体制の整備に努めておりますが、より相談しやすい環境を整えるため、国や県、市等が設けている相談窓口も子どもや保護者に周知しております。特に、いじめ事案や人間関係のトラブルが発生した際や新年度の開始時期、長期休業前、休業明け等には、市や学校から、子どもだけでなく、保護者の皆様にも相談窓口を周知しております。今後も、子どもにとって学校が安心・安全な場となるよう、関係機関と連携しながら、相談体制の整備や確実な周知に努めていきたいと考えております。</p>		
5	9頁 基本方針2-基本施策(2)-主要事業①②	<p>5. 学力向上と健康教育の充実について</p> <p>学力向上推進事業において、非認知能力や個性を育む異年齢教育を指定校から導入する旨を記載していただきたいです。</p> <p>また健康教育では、運動だけでなく食育の充実が重要です。栄養ある食材や地元農産物等を学ぶ教育を推進していただき</p>	<p>異年齢教育によって児童生徒が身に付ける力も大きいと考えております。具体的には、年下の児童を支えることで自己肯定感や自己有用感が高まること、学年を超えた対話を通じてコミュニケーション能力が育まれること、異なる年齢の仲間を思いやる心が培われることなど、非認知能力を育むことは子どもの健やかな成長に資する重要な点であります。このように、異学年教育についてさまざまな効果があること</p>		

		<p>たいです。</p> <p>【修正文言案】</p> <p>「異年齢教育や食育の充実を通じ、主体性と健康な生活基盤を育みます。」</p>	<p>は実感しております。現在本市においても、縦割り活動において学級遊びや掃除等で異年齢教育を導入しております。一方、学習における異年齢教育を取り入れる際、学年ごとの学習進度の違いをどう調整するか、教員の授業準備や指導体制の負担増にどう対応するか、評価方法の工夫など、多くの課題があることも事実です。</p> <p>教育委員会といたしましては、県の方針や他市の実践を十分に注視しながら、地域の児童生徒の実態や学校現場の状況を踏まえ、導入の是非を慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、健康教育の推進にあたっては、運動習慣の定着に加え、食育の充実が極めて重要であると認識しています。特に、栄養バランスのとれた食事の理解や、地元農産物への関心を高めることは、子どもたちの健全な成長に直結するものであり、将来にわたって健康な生活を送る基盤づくりにつながります。</p> <p>本市では、小中学校において、学校給食を活用した食育の取組を進めております。給食の時間を通じて、栄養教諭や担任が、食材の栄養価や食事のマナー、望ましい食習慣について指導するとともに、地元産の食材を積極的に取り入れ、地域の農業や食文化への理解を深める機会としております。今後も、子どもたちが食に興味をもてるような取組も行っていきます。</p>
6	10 頁 基本方針 2- 基本施策(4)- 主要事業①	<p>6. 英語教育と郷土文化の発信について</p> <p>英語教育において、単に英語を話すだけでなく、日本の歴史や瑞穂市の文化を英語で語れる力を育むことが重要です。教材として郷土の歴史・文化を取り入れることを要望します。</p> <p>【修正文言案】</p> <p>「郷土や日本の文化を英語で発信できる学習活動を推進します。」</p>	<p>英語教育においては、単に英語を話す力を身につけるだけでなく、自らの国の歴史や地域の文化を理解し、それらを英語で表現できる力を育むことが重要であると認識しております。</p> <p>本市の小中学校の英語の授業においても、児童生徒が地域への誇りや愛着を深められるよう、自分の住む街を紹介したり、日本の文化を説明したりする学習を通じて、郷土の歴史や文化に触れ、地域の特色や本市の魅力を英語で紹介する活動を取り入れるなど、指導の工夫を進めているところです。</p>
7	10 頁	<p>7. 地域協働と主権者教育について</p>	<p>コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方が学校運営に関与す</p>

	<p>基本方針 2- 基本施策(5)- 主要事業②④</p>	<p>コミュニティ・スクールでは学校側から地域へ協働を働きかけ、地域で子どもを育む実践につなげることが重要です。</p> <p>また、みずほ未来プロジェクト事業に主権者教育を取り入れ、市長への提言や議会への請願などアウトプットの機会を設けることで、主権者意識を養う教育へ発展することを期待します。</p>	<p>ることで、学校と地域社会の連携が強化され、教育の質の向上につながります。その他にも、地域の活性化など多岐にわたる価値をもっており、未来を担う子どもたちの成長に欠かせない存在であると考えます。教育委員会としましては、現在、市内にモデル地区を位置付け、その中学校区の実践を各中学校区に広める場を意図的に設定し、開かれた学校づくりが計画的に実施されるように対応しています。</p> <p>みずほ未来プロジェクト事業の基本理念は、「地域社会の一員であるという自覚を深め、ふるさとへの愛着をもつことができる」です。本プロジェクトそのものが、主権者教育につながるものであり、発表会の際には、市長や副市長をはじめ市役所の関係各課を招き、調査結果を報告するだけでなく、自分たちの意見を伝えたり、市の職員から要望に対しても返答をしています。これらの取組は、「ふるさと瑞穂」への愛着を育むと同時に、主権者としての意識の向上につながっております。</p>
8	<p>16 頁 基本方針 3- 基本施策(3)- 主要事業②</p>	<p>8. 瑞穂市史のデジタル公開について</p> <p>税金で作成された瑞穂市史をデジタル化し、市 HP で無料公開するとともに学校教育や市民講座での活用を促進していただきたいです。</p> <p>【修正文言案】</p> <p>「郷土資料のデジタル化と公開を進め、学習資源として活用します。」</p>	<p>瑞穂市史のデジタル化については、令和4年度の作成時に導入を検討しましたが、データ容量が大きく、また、別途費用が発生することから断念した経緯があります。</p> <p>ホームページへの公開についても同様であり、書籍として販売も行っていること等から実施に至っておりません。</p> <p>なお、郷土資料のデジタル化については、今後進めていく予定をしておりますので、「事業の内容」欄の記載の一部を次のように修正します。</p> <p>「瑞穂市史や地域に遺る古文書を活用し、史実を伝承していきます。」 ⇒ 「瑞穂市史や地域に遺る古文書を活用し、史実を伝承していくとともに郷土資料のデジタル化を進めます。」</p>